

「国民健康保険税の限度額」 が改定になります

町住民課 国保医療係 ☎5618006

国民健康保険事業は一般会計の他に特別会計を設けて運営しています。高齢者の増加や医療技術の高度化などにより、医療費や他制度（後期高齢者医療支援金、介護保険納付金など）への負担が増加し、支出が増えていきます。

一方で、無職・所得の少ない方が多くなり、国民健康保険税（以下・国保税）の増加も期待できない状況です。

こうした経緯から、運営は大変厳しい状況にあり、平成19年度から赤字が続き、平成22年度末では、不足額が約1億7千万円と高額になっております。不足分をすべて国保税で賄うには、大幅な引き上げとなり、加入者にとって急激な負担増となります。

このため、「俱知安町国民健康保険事業財政健全化計画」を策定し、一般会計の財政支援を受け、引き上げ率を抑えておりますが、これも限度がありますので、今回、国の賦課限度額に引き上げをするものです。

賦課限度額の改定は、一定所得のある世帯に応分の負担をいただき、中間所得層・所得の少ない層には負担の軽減となり被保険者間の均等を図るものです。

Q 今回の賦課限度額に達するには、所得がどの程度であると該当されますか？

A 家族人数によって違いですが、夫婦と子ども2人の4人家族で、父親だけの収入の場合は、給与収入が900万

円以上、所得では690万円以上の方が医療分・後期分・介護分を合わせて限度額の年間76万円になります。

Q 年間300万円の年金収入で夫婦のみの場合、国保税は上がるのですか？

A 今回は、税率の改定はありませんので、昨年と同額になります。

Q 夫婦と子ども1人の3人家族で父親は年間250万円、母親は150万円の収入がありますが、国保税は上がるのですか？

A 今回は、税率の改定はありませんので、以前と収入が変わらなければ昨年と同額になります。

※国民健康保険は、他の医療保険に加入されていないすべての方を加入者としてします。「誰もが医療保険に加入し、安心して医療を受けられる」国保制度の最後の砦といわれる医療保険で、将来にわたり、安定的で持続可能な医療保険として維持しなければならぬ制度です。

■表 賦課限度額の改定内容

年度	賦課限度額		
	平成24年度	平成23年度	増加金額
医療分	51万円	50万円	1万円
後期分	14万円	13万円	1万円
介護分	11万円	10万円	1万円
合計	76万円	73万円	3万円

2月16日（木）から3月15日（木）まで 町道民税・国民健康保険税の申告期間

▼受付時間 9～16時半まで

▼会場 役場庁舎1階税務課

▼対象者 今年1月1日現在、俱知安町内に住所のある人で、次に該当しない人が対象になります。

① 税務署で確定申告をする人、した人（e-Taxの場合も含みます）

② 勤務先で年末調整が済んだ人（医療費控除などの対象になる場合は、確定申告が必要です。）

③ 公的年金のみの収入で、その年の合計金額が、（ア）昭和22年1月1日以前生まれ11年間の公的年金収入が148万円以下、（イ）昭和22年1月2日以後生まれ11年間の公的年金収入が98万円以下の人

★注意★

平成23年中の公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は所得税の確定申告書を提出する必要がなくなりました。

但し、前③に該当しない人は町道民税・国民健康保険税の申告が必要になります。

また、源泉徴収税額が所得税の精算額より多い場合は確定申告により所得税の還付を受けることができます。

▼申告に必要なもの

① 印鑑 ② 源泉徴収票（給与・年金等）、支払調書など ③ 各種控除（国保税・国民年金・介護保険・生命保険・医療費など）の領収書・控除証明書 ④ 本人名

義の口座番号のわかるもの（預金通帳）など

■申告案内ハガキ■

昨年の町道民税・国保税の申告状況をもとに、町から申告案内ハガキを送付していますが、ハガキが来ていなくても、申告が必要な人は期間内に申告してください。

▼ハガキの回答・返信

次に該当しない人は回答書に該当事項を記載し返信してください。

① 確定申告をする人

② 勤務先で年末調整した人

▼ハガキの回答で足りる人

次に該当する人は役場へ申告に来なくても回答書に該当事項を記載し、返信することにより申告をしたことになります。

① 無収入の人

② 収入が障害年金や遺族年金などの非課税所得のみの人

③ 家族の扶養に入っている人で、かつ、①、②に該当する人

▼申告がないと

・ 国民健康保険税の軽減が受けられない

・ 所得証明書や非課税証明書が発行できない

・ 医療費の自己負担軽減措置が受けられない

・ 国民年金の免除申請ができない

・ 各種手当を受給できない

などのことがありますので忘れずに申告を!!

町道民税・国民健康保険税係（窓口⑧）

☎5618003